

Horizon

外国為替証拠金取引に関する約款類

外国為替証拠金取引約款

外国為替証拠金取引約款(以下「本約款」といいます)は、お客様が東岳証券株式会社(TOGAKU Securities CO.,LTD 以下「弊社」といいます。)との間で行う外国為替証拠金取引に関する権利義務を明確にするために定めたものです。

お客様は本約款、外国為替証拠金電子取引システム利用約款、外国為替証拠金取引口座約款、外国為替証拠金取引説明書、マネーロンダリング規制覚書及び外国為替証拠金取引ガイドブック等を受領し、十分に理解した上、それに基づいて弊社から外国為替証拠金取引の仕組み、リスクおよび金融商品取引法、金融商品販売等に関する法律第3条に規定する重要事項について説明を受けて内容を十分理解し、お客様の判断と責任において外国為替証拠金取引を行います。

第1条:定義

本約款において、別段の定義規定がある場合および文脈上別異に解すべき場合を除き、次の各号記載の用語はそれぞれ次の意味で使用します。なお、弊社が別途規定する個別約款その他弊社の定める一切の規定(外国為替証拠金取引ガイドブックの記載を含むが、これに限らない)において次の各号記載の用語が用いられる場合も同様とします。

- 1 現物為替取引 所定の期日に売買対象通貨を互いに授受する(現物の受渡しをする)ことにより決済を行う取引
- 2 店頭金融先物取引 金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引
- 3 外国為替証拠金取引 事前に取引金額の一部を証拠金として預け入れた後に行う現物為替取引で、常に取引日後の第2通貨営業日(スポット応答日)を決済日とし、かつ、決済日に反対売買を行わない場合には自動的に当該決済日が翌通貨営業日に繰り延べられる特約(但し第12条、第14条、第24条その他弊社がお客様の同意なく反対売買による決済を行い得る旨規定した条項が適用される場合はこの限りではない)が付いているもの
- 4 個別外国為替証拠金取引 本約款、外国為替証拠金電子取引システム利用約款、外国為替証拠金取引口座約款、外国為替証拠金取引説明書その他弊社が定める一切の規定(外国為替証拠金取引ガイドブックの記載を含むが、これに限らない)に基づく個別の外国為替証拠金取引。なお、個別外国為替証拠金取引においては、取引銘柄を構成する通貨について現実の受け渡しは行わず、全て反対売買による差金決済によって取引を終了させるものとします
- 5 通貨営業日 ①取引銘柄の両方の通貨に係る金融センター(当該通貨を取引する主要な市場が存在する都市として各通貨について決定されます。)において、銀行が営業を行い、かつ、外国為替市場が開かれている日、または②取引銘柄の一方の通貨が米ドル通貨の場合に、他方の通貨に係る金融センターにおいて、銀行が営業を行い、かつ、外国為替市場が開かれている日

- 6 金利相当金額 未決済ポジション一取引単位当たりについて、当該未決済ポジションに係る取引銘柄を構成する各通貨間の金利差に基づき発生する損益として、ニューヨーク市場の毎営業日の終了時刻(ニューヨーク市場が通貨営業日でない場合には、ニューヨーク市場の営業終了時刻に相当する時刻)を基準として弊社のカバー取引先が金融市場実勢に基づき円貨または他の通貨にて算出し、提示する金額
- 7 金利相当金額累積額 単一の注文に従って成立した個別外国為替証拠金取引に係る未決済ポジションについて、所定の計算式に従って日々算定される金利相当金額の累積金額
- 8 証拠金 個別外国為替証拠金取引に関して発生する可能性のあるお客様の弊社に対する債務の履行を確保するためにお客様が弊社に対して預託する金銭
- 9 証拠金残高 お客様が弊社に差し入れている証拠金の合計金額
- 10 必要証拠金 別途定める規定に従い、個別外国為替証拠金取引の成立に必要なとされる証拠金の額
- 11 有効証拠金 前日の証拠金残高から当日の損益、評価損益及び諸手数料を加減した金額をいい、外国為替証拠金取引口座の純資産額に相当する金額
計算式 有効証拠金＝前日の証拠金残高±当日の損益±当日の評価損益－諸手数料
- 12 証拠金維持率 有効証拠金の額を必要証拠金の額で除して得られる数値
- 13 ポジション 外国為替証拠金取引を行った場合の、持ち高のこと
- 14 未決済ポジション ある時点で、反対売買が行われていないポジション
- 15 値洗い 未決済ポジションについての評価損益を、弊社が定める時刻にまたは頻度で、弊社のカバー取引先が金融市場実勢に基づき円貨または他の通貨にて提示する為替レートを基準として算出すること
- 16 ロールオーバー バリューデートを自動的に繰延すること
- 17 取引銘柄 個別外国為替保証金取引の対象として弊社が定めたい対(ペア)の通貨をいい、左右に並べて表記され、左側の通貨の一取引単位を右側の通貨で売買するのに必要な金額が表示されるもの
- 18 取引単位 個別外国為替証拠金取引を行う場合の取引金額の最低単位として弊社が定める金額で取引銘柄の左側の通貨で表示されるもの
- 19 マーケットレート 個別外国為替証拠金取引の成立の基準となる価格として弊社のカバー取引先が実勢為替レートに基づいて提示する価格
- 20 建玉値 マーケットレートに基づいて取引が成立した場合に手数料相当額(弊社が別途定めるところによります。)を当該マーケットレートに反映させた価格。カバー取引先の価格提示サーバーに到達するのは時間がかかるため、約定レートは到達時点のサーバー提示価格になりお客様が注文時のレートと同一にならない場合がある
- 21 取引日 弊社の外国為替証拠金電子取引システムが利用可能な時間(弊社が別途定めるところによります。)
- 22 取引額 通貨レートにその取引の数量または件数を乗じて得た額
- 23 証拠金規制率 金商業等府令の改正により、取引額の4%以上(施行平成23年8月1日)の証拠金の預託を受けずに業者等が顧客にFX取引を行わせることが禁止されることとなりました。4%は証拠金規制率になる。平成29年2月27日より、金商業等府令の改正に伴いまして店頭FX取引における法人口座に通貨ペアごとに必要証拠金率を設定し毎週見直しその翌々週より適用される証拠金規制が導入される。

- 24 新規必要証拠金 新規ポジションを建てる際、取引額(建玉値×取引単位)に証拠金規制率4%(法人の場合は毎週変動)を乗じた額
- 25 維持必要証拠金 リアルタイムレートで未決済ポジションを有効にしておくために必要となる証拠金
- 26 ロールオーバー以外維持必要証拠金 リアルタイムレートでポジションを維持するため、取引額(リアルタイムレート×取引単位)に証拠金規制率4%(法人の場合は毎週変動)を乗じた額
- 27 ロールオーバー時維持必要証拠金 ロールオーバー時のポジションを維持するため、取引額(終値×取引単位)に証拠金規制率4%(法人の場合は毎週変動)を乗じた額
- 28 維持必要証拠金維持率 有効証拠金の額を維持必要証拠金の額で除して得られる数値、すべての未決済ポジションを現在価値に照らし合わせて再評価すること

第2条:適用関係

本約款の内容が弊社の別途定める個別約款その他の規定の内容と相反する場合には、その相反する限度においてのみ個別約款の内容が本約款に優先するものとします。

第3条:外国為替証拠金取引におけるリスクと自己責任の確認

お客様は、本約款に対する外国為替証拠金取引説明書の日付現在および各個別外国為替証拠金取引の日付現在で、弊社に対して以下のとおり表明および保証し、また弊社のため、以下につき同意するものとします。

1. お客様は、外国為替証拠金取引は、投機的であり、高度なリスクを伴い、その差し入れた証拠金を超える損失のリスクを負担することができる者のみに適することを確認します。
2. お客様は、取引の金銭的その他のリスクを負担する意思および能力を有し、弊社がお客様の外国為替証拠金取引口座を維持することと引換えに、弊社またはその従業員、外務員、代理人もしくは代表者の取引に関する推奨または示唆に従ったことにより生じた損失について、弊社の責を問わないことに同意します。お客様は、①外国為替取引に関して利益の保証または損失補てんはなされないことを認識しており、②自らが弊社またはその代表者のいずれからもかかる保証を受けていないことを確認し、また③かかる保証または同様の表明と引換えに、またはそれに依拠して、本件契約を締結したのではないことを確認します。
3. お客様は、外国為替証拠金取引説明書記載のリスクおよび他の事項並びに本約款、外国為替証拠金電子取引システム利用約款、外国為替証拠金取引口座約款、マネーロンダリング規制覚書及び外国為替証拠金取引ガイドブック等の内容を十分理解し、また承認した上でお客様の判断と責任において外国為替証拠金取引を行うことを確認します。
4. お客様は、自らの知識、経験及び財産の状況について不正確な申告を行わないことを保証し、不正確な申告が原因でこれらの状況に照らして不適当な取引を行ったことにより生じた損失について、弊社の責を問わないことに同意します。
5. お客様が、お客様の外国為替証拠金取引口座に関する取引権限または支配権をお客様以外の第三者(取引代理人)に付与する場合、権限の一任であるか否かを問わず、弊社は、いかなる場合でも、お客様が選択され

た当該取引代理人について検討し、それに関する助言を行う責任を負わないものとします。弊社は、取引代理人に関する一切の表明または保証を行いません。弊社は、取引代理人の行為によってお客様が被る損失について責任を負わず、いかなる取引代理人の取引方法についても黙示的に同意または承認することはありません。お客様が取引代理人に対してお客様の外国為替証拠金取引口座に関する権利を行使する権限を付与される場合は、お客様の自己責任において行うものとします。

第4条: 法令等の遵守

1. お客様は、その時々において適用される日本国および外国の関連諸法令並びに慣行等を遵守して個別外国為替証拠金取引を行なうものとします。
2. お客様は、外国為替証拠金取引を行うにあたり、自らが権利能力および行為能力を適法に有していること(お客様が法人の場合、法令その他の規則または定款、寄付行為その他一切の内規等に違反せず、お客様が外国為替証拠金取引を行うために必要な法令上または内部の手続を履践していること)を表明し保証するものとします。

第5条: 外国為替証拠金取引口座の開設

1. お客様は、弊社所定の方法により、弊社に外国為替証拠金取引口座の開設を申込み、弊社が審査・承諾した場合に限り、外国為替証拠金取引口座が開設されます。
2. お客様が弊社と行う外国為替証拠金取引に関しては、証拠金、反対取引による差金決済を行った場合の差損益金の受渡し、取引の執行など取引に関するすべての金銭の授受を、外国為替証拠金取引口座約款に従って、外国為替証拠金取引口座において処理するものとします。
3. お客様は、外国為替証拠金取引口座が有効に開設され、かつこれが有効に維持されていなければ、個別外国為替証拠金取引を行うことができないことに同意するものとします。

第6条: 電子取引システムを介した取引であることの確認

1. お客様は、外国為替証拠金取引が外国為替証拠金電子取引システム利用約款に基づきインターネットを経由して弊社の電子取引システムを利用して行われるものであることに同意するものとします。
2. 弊社は、お客様の用意された必要設備等に弊社の電子取引システムにアクセスできなくなるような支障が生じた場合に限り、弊社の定める規定に基づき、電話による取引を認める場合があること、かかる電話による取引の場合には別途、弊社の定める追加手数料が発生すること、お客様が電話回線の混雑などによって満足のいく時期において注文等を行えなかった場合でも弊社は何ら責任を負うものではないことに同意するものとします。
3. 弊社の電子取引システムに障害が生じた場合は、復旧するまで可能な限り電話でお客様のご要望に応えるものとします。(別途料金がかかります)

第7条: 取引方法及び手数料

1. お客様は、弊社に対して、取引銘柄、取引数量、売買区別、注文種類、注文有効期限など、弊社が別途定める事項を明らかにして取引を行うこととします。
2. お客様が弊社に発注することのできる注文等の数量は、弊社がお客様より預託を受けている証拠金が必要証拠金を上回る範囲内に限られるものとします。
3. お客様は、弊社との間の外国為替証拠金取引に関して、弊社が別途定める取引手数料、送金手数料などの諸経費を支払うものとします。

第8条: 為替直物レート

1. お客様は、弊社と行う外国為替証拠金取引に係る為替直物のレート及び金利相当金額に関し、弊社のカバー取引先が市場実勢に基づいて弊社のカバー取引先の判断で提示する実勢為替レート及び金利相当金額が適用されることに同意するものとします。
2. お客様は前項のレートがその時の相場状況、為替相場の変動により、当初お客様が期待した値段と同一にならない場合があることに同意するものとします。
3. 非成行注文は、為替レートが指定の値段になった時点(数理的な観点からして為替レートが指定の値段になったと認められる場合を含む)で、成行注文として執行されるため、実際の出来値が必ずしもお客様の指定した値段と同一にならない場合があることに同意するものとします。
4. 市場が休場日にかかる時、未成約の非成行注文は、自動的にキャンセルされます。お客様がキャンセルされた未成約注文を続けたい場合は、市場が開始してから新たに設定をしなければならないことに同意するものとします。
5. お客様が電子取引システム上で非成行注文等を入力し、当該注文内容を弊社が受信、受付された場合でも、有効証拠金が不足している時には、実際に執行されない可能性があることに同意するものとします。

第9条: 取引日値洗い

お客様の保有する未決済ポジションに対して毎日行われるロールオーバー値洗いの計算は、ニューヨーク外国為替市場の終値を基準にして、弊社のカバー取引先が定める為替レートを用いて行います。

第10条: 初回最低証拠金の預託

お客様は弊社と外国為替証拠金取引を行うことにより生じる弊社に対する全ての債務を担保するため、弊社が規定する額の初回最低証拠金をあらかじめ預託するものとします。

第11条: 証拠金の取扱い

お客様が弊社と行う外国為替証拠金取引に係る証拠金の取扱いについては、次の各号に定めるところによるものとします。

1. お客様は、弊社と新規の外国為替証拠金取引を開始するにあたり、あらかじめ取引開始時預入金額以上の証拠金を、弊社の定める方法により、弊社の定める日時までに弊社へ預託するものとします。
2. お客様が外国為替証拠金取引に関連して弊社に差し入れた証拠金、外国為替証拠金取引に基づく実現損益またはその他外国為替証拠金取引に関連する金銭に対しては、金利相当金額以外の利息その他の対価が発生しないものとします。
3. お客様は、お客様の注文または本規約その他弊社の定める規定に基づいて個別外国為替証拠金取引につき反対売買がなされたことにより、損金または益金が生じた場合、弊社が当該損金または益金を当該時点における証拠金残高から差し引きまたは加えることに同意するものとします。
4. お客様は、外国為替相場の変動により計算上の差益が生じた場合、その額を新たな証拠金として加算することに同意するものとします。
5. 弊社は、弊社がお預かりしているお客様の有効証拠金の額が必要証拠金の額を上回っている場合、その余剰金額のうち現金残高額を上限として、お客様からの現金返還請求に応じるものとし、当該請求のあった日から起算して4営業日以内に請求額を返還するものとします。
6. 前各号に定める事項の他、外国為替証拠金取引に係る証拠金の取扱いは、弊社の定めるところによるものとします。

第12条:ロスカットルール

お客様は、次の各項及び外国為替証拠金取引ガイドブックおよび外国為替証拠金取引説明書に定めるロスカットルールの内容を十分理解し、また承認したうえでお客様の判断と責任において外国為替証拠金取引を行うことを確認し、弊社の定めるロスカットルールに該当した場合、その執行がなされることに異議がないものとします。

1. お客様が未決済ポジションを有している間は、お客様の外国為替証拠金取引口座内の有効証拠金の額が、常に必要証拠金の額以上に維持されている必要があること。
2. お客様の外国為替証拠金取引口座内の有効証拠金の額が弊社の定める必要証拠金の額を下回った場合で、かつお客様がご自身の判断で追加的に証拠金を差し入れるなどして所定の期日までに当該状態を解消したと弊社が合理的な手段によっても確認できない場合、弊社により当該状態を解消するに必要な範囲でお客様の全部または一部の未決済ポジションが反対売買されること。
3. 前項の規定にかかわらず、お客様の証拠金維持率が(またはロールオーバー時の維持必要証拠金維持率)ロスカットポイントを下回った場合、弊社によりお客様の証拠金維持率を(またはロールオーバー時の維持必要証拠金維持率)ロスカットポイントとするに必要な範囲でお客様の全部または一部の未決済ポジションが反対売買されること。
4. 前項の場合、弊社は、必要証拠金(またはロールオーバー時)の残高の確保を保証するものではなく、為替相場の急激な変動、或いは日曜日など非取引時間を挟んで為替相場が大きく変わった場合など、お客様が差入れている証拠金の額以上の損失が生じ、証拠金残高がマイナスとなる可能性もあること。

5. 弊社が、前各項の規定に従い、お客様の全部または一部の未決済ポジションにつき反対売買を行った場合、かつ当該反対売買時の建玉値に従い実現損益を計算した上、差引計算により不足額が生じた場合には、お客様は、弊社が指定する期日までに当該不足額を弊社に対し支払うこと。
6. 弊社は経済情勢或は市場の変化に伴い必要証拠金の額を合理的に変更することができるものとし、必要証拠金の額を変更されたときは、当該変更時点での未決済ポジションに関しても所定の猶予期限をおいた上で変更後の必要証拠金の額が要求されること。

第 13 条: 期限の利益の喪失

1. お客様について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、弊社からの通知、催告等がなくても弊社に対する全ての外国為替証拠金取引にかかる債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することとします。
 - ①支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始もしくは今後立法される倒産手続開始の申立があったとき
 - ②手形交換所の取引停止処分を受けたときまたは手形が不渡りとなったとき
 - ③お客様の弊社に対する外国為替証拠金取引に係る債権その他一切の債権のいずれかについて仮差押または仮処分がなされたとき
 - ④お客様の弊社に対する外国為替証拠金取引に関して弊社が占有している物について差押または競売手続の開始があったとき
 - ⑤外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当または類する事由に該当したとき
 - ⑥お客様の住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、弊社にお客様の所在が不明になり、または弊社からの連絡が取れなくなった場合
 - ⑦管理人、清算人、管財人その他これに類する者の選任がなされ又は申し立てられたとき
 - ⑧後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判を受けたとき
 - ⑨業務執行を決定する機関が解散(合併等による場合を除きます。)等を決定したとき
 - ⑩租税公課を滞納し、督促を受けたときまたは滞納処分を受けたとき
 - ⑪死亡したとき
 - ⑫心身機能の重度低下により外国為替証拠金取引の継続が著しく困難又は不能となったとき
 - ⑬お客様が弊社の営業に支障をきたす行為を行ったとき
2. お客様について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、弊社の請求によって、お客様は弊社に対する外国為替証拠金取引に係る債務は期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。
 - ①お客様の弊社に対する外国為替証拠金取引に係る債務その他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき
 - ②お客様が弊社との本約款その他弊社の定める一切の規定のいずれかに違反したとき
 - ③前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

第 14 条: 期限の利益を喪失した場合における外国為替証拠金取引の処理

1. お客様が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、弊社は、事前の通知、お客様の承諾を得る等の手続を経る事なく、任意に、お客様が弊社の外国為替証拠金取引口座を通じて行っているすべての外国為替証拠金取引を決済するために必要な反対売買を行い、決済することができるものとします。
2. お客様が前条第2項1号に掲げる債務のうち、外国為替証拠金取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、弊社は、事前の通知、お客様の承諾を得る等の手続を経る事なく、任意に、当該遅滞に係る外国為替証拠金取引を決済するために必要な反対売買を行い、決済することができるものとします。
3. お客様が前条第2項の各号のいずれかに該当したとき(前項に該当する場合を除く)で、弊社から請求があった場合には、お客様は、弊社の指定する日時までに、弊社の外国為替証拠金取引口座を通じて行っているすべての外国為替証拠金取引を決済するために必要な反対売買等を、弊社に注文しなければならないものとします。
4. 前項の日時までに、お客様が権利行使、反対売買の注文を行わないときは、弊社は任意に、外国為替証拠金取引を決済するために必要な反対売買等を行うことができるものとします。
5. 前各項の反対売買等を行った結果、損失が生じた場合には、お客様は弊社に対して、その額に相当する金銭を直ちに支払うものとします。

第15条: 決済条件の変更

天災地変、経済事情の激変、政変、法令等の制定又は改廃等その他やむを得ない事由に基づいて、弊社が外国為替証拠金取引に係る決済期日等の決済条件の変更を行った場合には、お客様はその措置に従うものとします。

第16条: 相殺

1. お客様が弊社との外国為替証拠金取引において、第12条又は第14条に基づく反対売買による決済、第13条に基づく期限の利益の喪失、第24条に基づく外国為替証拠金取引の解約その他の事由によって、弊社に対する債務を履行しなければならない場合には、弊社は、その債務とお客様の弊社に対する外国為替証拠金取引に係る債権その他一切の債権とを、双方の債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺できるものとします。
2. 前項の相殺が許される場合、弊社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、お客様に代わって諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができるものとします。
3. 前2項によって相殺を行う場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺実行の日までとし債権債務の利率、外国為替証拠金取引に係る弊社に対する債務の遅延損害金の率及び弊社に対するその他債務の遅延損害金の率について定める利率によるものとする。
4. 第1項および第2項の相殺等を行う場合、債権および債務の支払通貨が異なるときに適用する外国為替相場については、金融市場実勢に基づき弊社のカバー取引先が定める実勢為替レートを適用するものとします。

第17条: 弁済等の充当の順序

債務の弁済または前条の相殺等を行う場合、お客様の債務の全額を消滅させるのに足りないときは弊社が適当と認める順序及び方法により債務の弁済に充当することができるものとします。

第 18 条: 遅延損害金の支払い

お客様が弊社と行う外国為替証拠金取引に関し、弊社に対する債務の履行を怠ったときは、弊社の請求により、お客様は弊社に対し履行期日(当該日含む)から履行の日(当該日含む)まで、年 14.6%の率による遅延損害金を支払うものとします。

第 19 条: 届出事項の変更届出

1. お客様は、弊社に届け出た氏名もしくは名称、印章もしくは署名鑑、住所もしくは所在地、銀行口座またはメールアドレスその他の事項に変更があったときは、弊社に対し直ちに書面をもってその届出を行うものとします。
2. 弊社は、お客様が前項の届出を怠った結果、お客様に発生した一切の損害について、何ら責任を負わないものとします。
3. お客様による変更届出がなされた場合でも、変更届出前の時点において既に手続処理が開始された外国為替証拠金取引その他の手続が存在し、これについて変更届出前の情報に基づいて手続処理がなされた場合も、前項と同様とします。この場合、お客様は、変更届出前の情報に基づく手続処理を避けるべく、弊社に対して連絡を行うなど適宜必要な処置をとるものとします。

第 20 条: 報告書等の作成及び提出

1. お客様は、日本国等の法令に基づき要求される場合において、弊社がお客様に関する外国為替証拠金取引の内容その他を日本国等の政府機関宛に報告することに異議がないものとします。この場合、お客様は、弊社の指示に応じて、かかる報告書その他の書類の作成に協力するものとします。
2. 弊社は、前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成及び提出に関してお客様に発生した一切の損害について、何ら責任を負わないものとします。

第 21 条: 表明保証の排除

弊社がお客様に提供する外国為替証拠金取引に関する推奨および情報は、弊社が信頼に足ると考える情報筋から得た情報等に基づくものですが、その典拠は意見に過ぎない場合があり、またかかる情報は不完全であり、検証されていない可能性があります。弊社は、お客様に対して行なった外国為替証拠金取引の推奨またはその他提供した情報について、明示的であるか黙示的であるかに関わらず、その完全性、正確性、有用性等いかなる種類の表明も保証も行わず、また何らの責任を負わないものとします。

第 22 条: 免責事項

1. 本約款その他弊社が定める規定において個別に定められているもののほか、次の各号に掲げるお客様の損害及び損失について、弊社は免責されるものとします。
 - ①システム障害、天災地変、戦争、テロ、政変、ストライキ、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖もしくは各国政府による規制もしくは規制変更等の不可抗力またはその他のやむを得ない事由により、外国為替証拠金取引に関する取引の執行または金銭の授受もしくは預託等が遅延または不能となったことにより生じた損害及び損失
 - ②前号の事由による証拠金等の紛失、滅失、毀損等の損害
 - ③外国為替市場の閉鎖または規則の変更等の事由により、お客様の外国為替証拠金取引に係る注文に弊社が応じ得ないこと等により生じた損害及び損失
 - ④電信、インターネット、携帯電話設備または郵便等の通信手段における誤配信または遅延等弊社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害及び損失
 - ⑤弊社が、諸届け又はその他の書類に使用された印影または署名と届出の印鑑または署名鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合においては、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があり、そのために生じた損害及び損失
 - ⑥外国為替証拠金取引に関する一切のコンピュータのハードウェア、ソフトウェア、携帯端末、システム、オンライン等の故障・誤作動、通信回線のトラブル等により生じたお客様の損害及び損失
 - ⑦天災地変その他やむを得ない事由による通信回線及びシステム機器の瑕疵または障害により生じたお客様の損害及び損失
 - ⑧お客様が外国為替証拠金取引における取引の速度及び回線の混雑等の事由によりお客様が被った損害及び損失
 - ⑨その他、弊社の責めに帰すことのない事由の発生により、お客様が被った損害及び損失
2. 弊社は、いかなる場合においても、法律上の請求原因の如何を問わず、間接的、付随的、派生的、懲罰的及び特別損害に対する賠償責任を負わないものとします。ここで賠償責任の対象から除外される損害は逸失利益を含むが、これに限定されるものではないものとします。
3. 第1項各号の事由により、外国為替証拠金取引などに関する注文およびその執行がお客様の意図する内容で行われなかった場合も、お客様はそれらの取引の結果について責任を負うものとします。
4. いずれかの法域において、一定の損害に対する責任を免除または制限することが認められない場合、当該法域においては、弊社の責任は、法により許容される限度で、本約款その他弊社の定める規定に従って制限されるものとします。

第23条:お客様の補償責任

お客様には、(i)本約款その他弊社が定める一切の規定に基づき弊社が提供した情報、著作物・成果物その他一切のマテリアルのお客様による占有もしくは使用またはお客様による弊社の電子取引システムの不正使用に起因する第三者の知的財産権の侵害または侵害されたとの主張、および(ii)お客様の誤解またはお客様の表明もしくは保証の違反により、またはこれに関連して弊社に生じた一切の訴訟、請求、要求、手続、損害、費用、課徴金および経費(合理的範囲内の弁護士報酬を含みますが、これに限りません。)について、弊社に補償するものとします。

第 24 条: 個別外国為替証拠金取引の解約

1. お客様が次の各号の事由または第 13 条に掲げる事由のいずれかに該当した場合は、弊社は何らの通知、催告することなく直ちに個別外国為替証拠金取引を解約できるものとします。
 - ①お客様が個別外国為替証拠金取引に関して解約の申出をしたとき
 - ②お客様から反社会的勢力でない旨の確約を徴収し、その内容が虚偽であると認められたときに、弊社がお客様に対し解約の申出をしたとき
 - ③お客様が反社会的勢力に該当すると認められたときに、弊社がお客様に対し解約の申出をしたとき
 - ④お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、弊社が契約を継続しがたいと認められたときに、弊社がお客様に対し解約の申出をしたとき
 - ⑤お客様が本約款その他弊社の定める規定の条項又は記載内容のいずれかに違反し、弊社が本約款の解約を通告したとき
 - ⑥第 32 条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき
 - ⑦前各号の他、やむを得ない事由により、弊社がお客様に対し解約の申出をしたとき
2. お客様との間の個別外国為替証拠金取引を解約する場合において、お客様が弊社と行う外国為替証拠金取引の未決済ポジションが残存するとき、またはお客様の弊社に対する債務が残存するときは、未決済ポジションを反対売買により決済した上で、第 16 条に定めるところにしたがい、弊社とお客様の間の債権債務を清算するものとします。
3. お客様は、前 2 項の手続に伴って、弊社が要した費用をその都度弊社に支払うものとします。

第 25 条: 外国為替証拠金取引に係るサービスの中止および廃止

1. 弊社は、前条の規定に関わらず、その判断により、原則としてお客様に対し 30 日前に通知することを条件として、本約款その他の関連規程に基づく外国為替証拠金取引に係るサービスの提供を中止または廃止することができるものとします。
2. お客様は、前項により通知されたサービスの中止・廃止日までに、すべての未決済ポジションを反対売買し個別外国為替証拠金取引を終了するものとします。お客様は、当該中止・廃止日に未決済ポジションが残存する場合、第 14 条 4 項及び 5 項に準じて、弊社が反対売買を行うことに関し、同意するものとします。

第 26 条: 通知不到達の扱い

お客様が弊社に届け出た氏名もしくは名称、住所もしくは事務所の所在地、またはメールアドレス等に宛てて、弊社より発信された外国為替証拠金取引に関する通知が、お客様の転居、不在等その他弊社の責めに帰さない事由により延着または到着しなかった場合においては、当該通知は通常到達すべきときに到着したとみなされるものとします。

第 27 条: 通知の承認

お客様が、弊社より外国為替証拠金取引に関して送付された通知について、当該通知に定められた期限内に所定の方法にて弊社担当部署に対し異議の申出を行わなかった場合、当該通知の内容を承認したものとみなすものとします。

第28条:財務情報の開示

お客様は、本約款の規定により弊社に開示される財務情報が、お客様の現在の財政状況を正確に記したものであることを表明し、保証します。お客様は、お客様の純資産を算定する際に、資産および負債が入念に計算され、資産から負債を差し引いた金額を、財務情報に純資産としてお客様が記したことを表明し、保証します。お客様は、負債額を算定する際に、他負債を含めて計算したことを表明し、保証します。お客様は、お客様の流動資産を算定する際に、すぐに(1日以内)現金化できる資産のみを含めて計算したことを表明し、保証します。お客様は、お客様がリスク資本と考えるお客様の資産項目を非常に慎重に検討したことを表明し、保証します。お客様は、リスク資本は、お客様がリスクにさらしても問題のない金額であり、損失した場合でも決してお客様のライフスタイルを変えないものであることを認識します。お客様は、お客様の純資産、流動資産およびリスク資本が減少するような変更がお客様の財政状況に生じた場合は、直ちに弊社に報告します。

第 29 条:録音

弊社はお客様との電話での通話内容を録音する場合がありますが、お客様は録音内容の有効性を承認し、かつこのことに一切異議を申し立てないものとします。さらに、お客様は、お客様または弊社が関与する紛争または手続において、当該録音およびそのコピーが弊社によって証拠として使用されることについて同意するものとします。

第 30 条:債権譲渡等の禁止

お客様は、弊社の事前の書面による同意なくして、弊社に対して有する外国為替証拠金取引に係る債権を第三者に譲渡、質入れ又はその他の処分をしてはならないものとします。

第 31 条:お客様情報の保護措置

外部からの不正アクセス、社外流出の防止策としてお客様に関わる全ての情報(氏名・住所・電話番号・売買履歴等)はインターネット環境から切り離されたサーバー上で管理されており、社内においてもアクセスの制限やパスワード保護など、情報の取り扱いについても管理者、責任者による取り扱いに限定され、お客様情報データに対するアクセス情報などを暗号化して徹底した予防、対策管理を行っております。個人番号については下記条項の記載に関わらず、法令で定められた範囲内でのみ取扱います。

1. 弊社がお客様に関して収集した個人情報等は、お客様と弊社との間の外国為替証拠金取引に関するサービスの提供、取引の決済、その他のお客様への情報提供、お客様との連絡など、有益で便利なサービスをご提供

するために利用するものとし、本条の3項①ないし④の場合を除いて、上記目的以外での利用は致しません。

2. 弊社の電子取引システムが提供するサイト(以下「当サイト」という)では、多くの Web サイトと同様に Cookie を使用しております。Cookie とは、お客様が当サイトに訪問したときに、サーバーがお客様のパソコンにデータを送るために利用する小さなデータファイルで、サービスを充実させ、当サイトをお客様により便利に利用していただくために使用しています。当サイトでは、お客様の注文手続やログイン管理、統計情報の収集のために、Cookie を使用しております。お客様は、Cookie を受け取る際に警告を表示するようにブラウザを設定することにより、Cookie を受け取るか否かを定めることができます。Cookie を拒否した場合には、当サイトのサービスが一部ご利用できない場合がございます。
3. 弊社が収集した個人情報等については、以下の場合を除き、お客様の許可なく第三者への開示をしないものとします。
 - ① 人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難である場合
 - ② 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難であるとき
 - ③ 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、お客様の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
 - ④ その他の法令により開示又は提供義務が定められている場合
 - ⑤ 弊社が営業の全部又は一部を第三者に譲渡するか、あるいは分社化する場合で弊社から営業譲渡を受けた第三者又は分社した会社に譲渡する場合
 - ⑥ 弊社と業務委託契約を締結する金融商品取引業者、商品先物取引業者、商品先物仲介業者、その他当社との業務提携を行う者が、法令に基づき適切な業務を行うのに必要な範囲で弊社から当該業者等業務提携を行う者に情報を提供する場合
 - ⑦ 弊社の収集した個人情報等がお客様を識別することのできない情報にとどまる場合(他の情報と容易に対照することができ、それによりお客様を識別することのできる情報は除く)
 - ⑧ その他、法令の範囲内において、お客様へのサービス提供のために必要であると弊社が合理的に判断した場合
 - ⑨ 弊社に破綻等の事由が生じ、信託口座で管理しているお客様の証拠金が受益者代理人(弁護士)から返還される場合、本人確認法に基づいて、ご本人確認をさせていただく必要がありますので、お客様の個人情報を受益者代理人(弁護士)及び信託先の株式会社 SMBC 信託銀行並びに株式会社三井住友銀行に提供する場合
4. 弊社では、個人情報等の管理については、合理的な技術的方策を採ることにより、個人情報等への不正アクセス、個人情報等の紛失、破壊、改ざん及び漏洩等のないよう努めております。また、弊社では、個人情報等を扱う社員に対して、教育啓蒙活動を実施し、個人情報等の安全管理を義務づけています。
5. 弊社に提供していただいたお客様の個人情報等について、お客様が変更・訂正(以下「変更等」といいます。)をされたい場合には、所定の方法にしたがって変更等の手続をするものとします。
6. 当サイトよりリンクを設定している他のサイトでの個人情報等の取扱いについて、弊社では責任を負うことができ

ません。当サイトより他のサイトに移動される場合には、各リンク先サイトの個人情報等取扱についての規約等をご覧になることをお勧めいたします。本条は当サイトによって収集された個人情報等のみに適用されるものとします。

7. 弊社は本条の全部または一部(個人情報等の利用目的に関する規定を含みますが、これに限りません)を改訂することがあります。重要な変更がある場合には、当サイトにおける掲示など合理的な方法によってお知らせするものとします。
8. 弊社では、個人情報等の保護に関連する日本の法令その他の規範を遵守するとともに、本条の内容を継続的に見直し、その改善に努めています。

第 32 条:本約款その他の関連規程の変更

1. 弊社は、本約款その他の関連規程の変更が、お客様の従来権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものでない場合またはそれらの制限ないし義務が軽微である場合、お客様に対する通知を条件として、弊社の判断で本約款その他の関連規程の内容を変更することができるものとします。
2. 弊社は、本約款その他の関連規程の変更が、お客様の従来権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものでない場合またはそれらの制限ないし義務が軽微である場合を除き、お客様にその変更事項を事前に通知するものとします。この場合、お客様が所定の期日までに弊社に対する異議の申し出を書面または電子メールにより行わないとき、その変更同意したものとみなします。

第 33 条 :無効規定の可分性

本約款又はその他弊社の定める一切の規定の一部が不正または無効である、もしくは何らかの理由で施行できない場合、当該規定部分は問題となる法律要件に合致させるために必要な限度で削除され制限されるものとし、また当該規定部分は可分であるものとみなされ、それ以外の規定部分の有効性及び拘束力に影響を及ぼすことはないものとします。

第 34 条:準拠法及び合意管轄

1. 本約款その他の関連規程は、日本国の法律に準拠し、これに従って解釈されるものとします。
2. 本約款その他の関連規程に基づくお客様と弊社との間の外国為替証拠金取引に起因または関連する訴訟については、弊社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

外国為替証拠金取引口座約款

東岳証券株式会社(TOGAKU Securities CO.,LTD 以下「弊社」といいます。)は、お客様が弊社と行う外国為替証拠金取引を処理する口座(以下「本口座」といいます)の取扱いに関し、以下のとおり、外国為替証拠金取引口座約款(以下「本約款」といいます)を定めるものとします。

第1条:適用関係

1. 本約款は、お客様が、弊社と外国為替証拠金取引を行うにあたり、弊社に開設すべき本口座に関しての取り決めです。
2. 本約款は、別段の定めがない限り、外国為替証拠金取引約款、外国為替証拠金電子取引システム利用約款、外国為替証拠金取引説明書その他弊社が定める一切の規定(外国為替証拠金取引ガイドブックの記載を含むが、これに限らない)の適用を前提とするものとします。

第2条:本口座による集中処理

お客様が弊社と行う外国為替証拠金取引に関しては、証拠金、反対取引による差金決済を行った場合の差損益金の受渡し、取引の執行など当該取引に関するすべての金銭の授受を、本口座において処理するものとします。

第3条:本口座の開設方法

1. お客様が、弊社所定の方法により、弊社に本口座の開設を申込み、弊社が当該申込内容を審査したうえ、これを弊社の単独の裁量に基づいて明示的に承諾した場合に限り、本口座が開設されるものとします。
2. 本口座の開設申込は、本約款、外国為替証拠金取引約款、外国為替証拠金電子取引システム利用約款、外国為替証拠金取引説明書その他弊社が定める一切の規定(外国為替証拠金取引ガイドブックの記載を含むが、これに限らない)を熟読了知のうえ、それら内容に同意され、弊社との外国為替証拠金取引を行うことを希望するお客様ご本人が行うものとします。代理による本口座の開設申込は一切認められません。
3. お客様は、本口座の開設申込にあたって、所定のフォームに真実かつ正確な情報を漏れなく記載するものとします。

第4条:必要書類の差し入れ

お客様には、本口座開設の申込と同時に外国為替証拠金取引口座開設申込書、マネーロンダリング規制覚書その他弊社所定の必要書類を弊社に差し入れるものとします。これら必要書類が弊社に差し入れられない場合または差し入れられた必要書類に不備がある場合、お客様の本口座開設の申込は拒絶されるものとします。

第5条:本口座に関する入出金の方法

1. お客様が本口座から金銭を出金する場合には、お客様が本口座開設時に指定したお客様本人名義の金融機関の口座に弊社が相当額を振込む方式(振込先指定方式)により行うものとします。
2. お客様が本口座へ金銭を入金する場合には、他の金融機関からの振込みによるものとします。
3. 本口座におけるすべての取引に関する弊社とお客様の間の金銭の受け払いについては、証拠金勘定において処理することとします。

第6条:取引および残高の通知

弊社はお客様の取引明細および取引残高明細を電子取引システム上から随時調べることができます。

第7条:届出事項の変更など

お客様が弊社に届け出た住所、氏名または名称などに変更があったとき、および届出の印鑑を紛失したときは直ちにその旨を弊社所定の手続きにより届け出るものとします。

第8条:口座の解約

次の各項に該当したときは、本口座は解約されます。ただし、外国為替証拠金取引の未決済ポジションがある場合には、当該未決済ポジションを反対売買により決済した後に、解約することとします。

1. お客様が弊社に対して本口座の解約を申し出たとき。
2. お客様が外国為替証拠金取引約款第32条に定めるこの規定の変更不同意なとき。
3. お客様から反社会的勢力でない旨の確約を徴収し、その内容が虚偽であると認められたときに、弊社がお客様に対し解約の申出をしたとき。
4. お客様が反社会的勢力に該当すると認められたときに、弊社がお客様に対し解約の申出をしたとき。
5. お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、弊社が契約を継続しがたいと認められたときに、弊社がお客様に対し解約の申出をしたとき。
6. 弊社が定める一定期間の間、取引がない、もしくは証拠金の残高が一定金額を下回ったままの場合において、弊社が解約を申し出たとき。
7. お客様が本約款その他弊社の定める規定の条項又は記載内容のいずれかに違反し、弊社が本口座の解約を通告したとき。
8. 前各項のほか、やむを得ない事由により弊社がお客様に対し解約を申し出たとき。

第9条:免責事項

お客様が第7条の変更手続を怠ったことその他弊社の責めに帰すべきでない事由により、本口座における取扱い、この規定の変更等に関しお客様に生じた損害・損失については、弊社はその責めを負わないものとします。

第10条:権利等の処分について

お客様は、本口座開設者としての地位により弊社に対して取得した一切の権利又は利益を譲渡、貸与、担保差入その他の形態を問わず処分することができないものとします。

外国為替証拠金電子取引システム利用約款

東岳証券株式会社(TOGAKU Securities CO.,LTD 以下「弊社」といいます。)は、お客様による弊社の外国為替証拠金電子取引システム(以下「本システム」といいます。)の利用に関し、以下のとおり、外国為替証拠金電子取引システム利用約款(以下「本約款」といいます)を定めるものとします。

第1条:適用関係

1. 本約款は、お客様が、弊社との間で個別外国為替証拠金取引を行う際に、パソコン等の情報端末を介しインターネット経由で本システムを利用することについての取り決めです。
2. 本約款は、別段の定めがない限り、外国為替証拠金取引約款、外国為替証拠金取引口座約款、外国為替証拠金取引説明書その他弊社が定める一切の規定(外国為替証拠金取引ガイドブックの記載を含むが、これに限らない)の適用を前提とするものとします。
3. お客様による本システムの利用については、別段の定めがない限り、当該利用時点において通知または開示されている最新の本約款、外国為替証拠金取引約款、外国為替証拠金取引口座約款、外国為替証拠金取引説明書その他弊社が定める一切の規定(外国為替証拠金取引ガイドブックの記載を含むが、これに限らない)の適用に対する承諾が前提となります。
4. お客様が本システムを利用する行為は、別段の定めがない限り、当該利用時点において開示されている最新の本約款、外国為替証拠金取引約款、外国為替証拠金取引口座約款、外国為替証拠金取引説明書その他弊社が定める一切の規定(外国為替証拠金取引ガイドブックの記載を含むが、これに限らない)の適用への承諾とみなされます。なお、弊社は、お客様による本システムの利用に先立ち、本約款等に関する確認書の差入れを求めることがあります。

第2条:本システムを利用できる者の範囲

本システムは、お客様が外国為替証拠金取引約款、外国為替証拠金取引口座約款、外国為替証拠金取引説明書その他弊社が定める一切の規定(外国為替証拠金取引ガイドブックの記載を含むが、これに限らない)を熟読したうえ、それら内容に同意され、かつ弊社との外国為替証拠金取引を開始するために必要な所定手続を完了した場合(弊社による審査・承諾手続を含む)に限り、当該お客様ご本人のみが利用できるものとします。

第3条:本システムを利用するために必要な一切の設備の設置責任

1. 本システムは、インターネットを経由して、お客様に提供されるものとします。本システムの利用にあたっては、本システムに適した端末機器、モデム、接続回線、ソフトウェアプログラム、インターネット接続会社(プロバイダー)等との契約その他本システムにアクセスしこれを利用するために必要な一切の機器・回線等の設備が、お客様の責任及び費用負担によって準備し維持されるものとします。お客様は、本システムに接続するために

必要なアクセス料金およびサービス料金をすべて負担し、本システムにアクセスする際に課される料金をすべて支払わなければならないものとします。

2. 本システムの利用に関する推奨仕様については弊社にて別途定めるものとします。但し、弊社の定める当該推奨仕様は、お客様が満足されるシステム反応速度や回線速度などを表明ないし保証するものではありません。お客様が当該推奨仕様におけるシステム反応速度、回線速度その他の設備に関連した事由によって満足のいく取引を行えなかった場合においても、弊社はそれによってお客様に発生した一切の損害に関して、何ら責任を負うものではありません。
3. 弊社は、本システムの規格変更等を随時行うことができるものとします。本システムの規格変更等により、お客様の使用している機器・回線等の必要設備が本システムに対応することができなくなった場合、お客様は、その責任及び費用負担において変更後の本システムに対応した機器・回線等の必要設備を準備するものとします。弊社は、本システムの規格変更等によってお客様に発生した一切の損害に関して、何ら責任を負うものではありません。
4. お客様は、本システムにおいて提供されている情報等を利用し、保存することに伴うあらゆるリスクを引き受けるものとします。弊社は、本システム、これに関連するサーバー、ドメインなどから送られるメール、コンテンツ等にコンピューター・ウィルスその他これに類する有害または不適切なプログラム、デバイス、情報またはデータが含まれないことについて、一切の保証を行わないものとします。
5. お客様は、弊社との外国為替証拠金取引の開始日及び各個別外国為替証拠金取引の開始日のそれぞれにおいて、コンピューター・ウィルスその他これに類する有害または不適切なプログラム、デバイス、情報またはデータに対するセキュリティおよびコントロールに関して、適切な防御措置を講じ、これを運用・維持するものとします。お客様は、弊社またはそのサービスプロバイダのいずれにも、コンピューター・ウィルスその他これに類する有害または不適切なプログラムまたはデバイスを送信せず、また直接間接の別を問わず、弊社またはそのサービスプロバイダをこれらの危険にさらさないことを表明し、保証するものとします。

第4条：口座番号、ユーザーID、パスワード及びサービス・ピンの取扱い

1. 弊社は、第2条に該当するお客様に対して、口座番号、ユーザーID、パスワード及びサービス・ピンの発行及び設定を行うものとします。
2. お客様がお客様名義の外国為替証拠金取引口座にアクセスし、本システムを利用してお客様の勘定で外国為替証拠金取引に関する注文等を行う際には、ユーザーID及びパスワードの双方を必要とするものとします。お客様が外国為替証拠金取引約款第6条第2項に従い電話による取引を行う場合には、サービス・ピンを必要とするものとします。お客様が、ユーザーID、パスワードまたはサービス・ピンについて、これを誤って入力したり、忘却したりする等、お客様自身の責任により、満足のいく取引の注文等を行えなかった場合、それによってお客様に発生した一切の損害に関して、弊社は何ら責任を負うものではありません。
3. 弊社がお客様に対して発行した口座番号、ユーザーID、パスワード及びサービス・ピンは、これらの発行を受けたお客様ご本人のみに限るものとし、これらを第三者に開示、貸与、譲渡、名義変更または質入等すること及び第三者と共用することは禁止されるものとします。弊社は、お客様が本条項に違反しているものと弊社が認めた場合、お客様名義による本システムの利用の全部ないし一部を停止することができるものとします。

4. お客様は、口座番号、ユーザーID、パスワード及びサービス・ピンについて、第三者に盗用又は不正使用等されないよう、自己の責任において管理するものとします。弊社は、本システムの利用に際して入力されたユーザーID及びパスワードが特定のお客様用に発行・設定されたものと一致することを所定の方法により確認した場合、当該お客様による利用があったものとみなし、それらが盗用、不正使用その他の事情により当該お客様以外の者が利用している場合であっても、それにより生じた損害について何ら責任を負わないものとします（口座番号、サービス・ピンに関してもこれと同様とします）。また、口座番号、ユーザーID、パスワード及びサービス・ピンの漏洩などに起因または関連してお客様に生じた一切の損害について、弊社は何ら責任を負わないものとします。
5. お客様は、口座番号、ユーザーID、パスワード及びサービス・ピンが盗難にあたり、第三者によって不正に使用されたりしたことを認識した場合またはこれらのおそれがあるとの認識を有した場合には、直ちに弊社にその旨連絡するものとします。
6. お客様が口座番号、ユーザーID、パスワード及びサービス・ピンをご利用される場合には、それぞれについて、所定の回数までの入力ミスは許容されるものとします。かかる許容回数を超えて入力ミスがなされた場合は、口座番号、ユーザーID、パスワード及びサービス・ピンのご利用が停止され、これらの再発行手続きを経なければならないものとします。

第5条:本システムのサービスの範囲

弊社がお客様に提供する本システムのサービスの範囲は、弊社が別途に定めるものとします。但し、本システムの提供するサービス内容は、お客様に事前の通知をすることなく変更する場合があります。

第6条:取引の利用時間

1. 本システムの利用時間は、弊社が別途に定めるものとします。但し、本システムのサービス時間は、お客様に事前に通知することなく変更する場合があります。
2. 市場休業日及び弊社休業日は、本システムの利用による取引ができません。

第7条:取引の種類および取引銘柄

お客様が本システムを利用して取引を行える商品および取引の種類、金額、銘柄、最低単位、注文等の方法、執行時間の制限その他の条件は弊社が別途に定めるものとします。但し、お客様に事前に通知することなくこれらを変更する場合があります。

第8条:注文手続

1. 個別外国為替保証金取引は、お客様が本システム上において個別外国為替証拠金取引に関する注文等の内容を入力し、これを確定させる旨の操作を行った後、当該注文内容を弊社が受信し、これを執行した時に成立するものとします。

2. お客様が本システム上において個別外国為替証拠金取引に関する注文等の内容を入力し、これを確定させる旨の操作を行うことは、個別外国為替証拠金取引契約に関する申込の意思表示の発信と評価されますが、当該意思表示は、お客様が本システム上において入力し確定させた注文等の内容が弊社において閲覧可能な状態になった時点(この状態を「受信」とします。)において初めて、弊社に到達したと評価されるものとします。
3. お客様は、ご自身が入力した注文等が弊社に受理されたこと及び注文等の内容と弊社の受理内容が一致することを、必ず本システム上の照会画面等にて確認することとします。
4. お客様によって行われた注文等は必ずしも執行されるものではありません。お客様は、必ず注文等の手続を行った後、本システムを利用して執行の有無について確認するものとします。

第 9 条: 注文の有効期限

お客様が本システムを利用し発注した取引注文等の有効期間は、弊社の別途に定める範囲内でお客様が指定するものとします。

第 10 条: 注文の発注可能時間

お客様が本システムで取引注文の発注できる時間は、弊社が別途に定める時間に限るものとします。

第 11 条: 注文の撤回・変更

1. お客様が本システムを利用して行った注文等は原則として撤回できないものとします。但し、未だ執行されていない注文等に限り、本システムを利用して撤回を行うことができるものとします。なお、注文等を変更する場合は、変更しようとする注文等の取り消しを行った後、新たに第 8 条規定の手続に従って変更後の内容にて注文等を行うものとします。
2. お客様が利用されている回線の通信速度又は障害等に起因する受発注の時間差に伴い、前項の取消又は変更が完了しないことによりお客様に生じる損害について、弊社は何らの責任をも負わないものとします。
3. 弊社が本システム上の照会画面において個別外国為替証拠金取引の成立及びその内容を掲示しお客様がこれを受領した後 1 取引日以内に、お客様から注文等の内容と取引成立の内容との間に齟齬がある旨の通知がなされなかった場合、お客様は、当該照会画面に記載された外国為替証拠金取引の内容に対して異議がないとみなされるものとします。

第 12 条: 取引レートにエラーが生じた場合の扱い

お客様は、レート、相場、注文等に当たっての値決めおよび注文をストリーミングする際には価格にエラーが生じる可能性があることを確認します。お客様は、かかる誤った価格が技術的問題、手動入力その他いかなる原因によるかにかかわらず、公正価格の決定については弊社のカバー取引先のみが最終的に権限を有することを承諾します。弊社のカバー取引先は、ある価格が誤りであるか否かについては、インターバンク市場のレートにアク

セスして判断します。誤った市場価格で実行された取引は、実行時点の市場価格に訂正した上で再実行されます。誤った価格に基づいて実行された成行以外の注文は、取り消されます。

第13条: 注文の不成立

弊社は、お客様が本システムを使用して弊社に発注された注文等が、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、お客様に通知することなく当該注文等の執行を行わないこととします。なお、これにより生じたお客様の損害については、弊社は一切その責任を負わないものとします。

1. 当該注文等の内容が、取引の利用時間、取引の種類及び取引銘柄、取引の金額その他弊社が定める規定ないし事項のいずれかに反している場合。
2. お客様の外国為替証拠金取引口座内の有効証拠金の額が、当該注文等の執行後の必要証拠金の額に対して、不足している場合、又は不足が生じる場合。
3. 当該注文等の内容が法令、規制等に反している場合。
4. その他、弊社が外国為替証拠金取引の健全性などに照らし、当該注文等を執行することが不相当と判断した場合。

第14条: 取引報告書等の送付方法

1. お客様は、弊社がお客様に対して外国為替証拠金取引に関して交付する書面については、紙媒体の交付に代えて金融商品取引法及び同施行規則等の規定に定めるインターネットを通じた電子的方法により交付することに同意するものとします。
2. お客様は、弊社がお客様に対して前項に定める方法で提供する外国為替証拠金取引に関する取引報告書、取引残高報告書、本外国為替証拠金取引に関する約款類、外国為替証拠金取引説明書、委託証拠金等の受領に係る書面そのた顧客に対して交付する書面および明細ならびに通知を受領するため、お客様の電子メール及び本システムの提供するサイトを定期的に(少なくとも1日1回)チェックするものとします。
3. 弊社が、外国為替証拠金取引に関する取引報告書、取引残高報告書、本外国為替証拠金取引に関する約款類、外国為替証拠金取引説明書、委託証拠金等の受領に係る書面そのた顧客に対して交付する書面および明細ならびにその他の通知などの情報をお客様が届出ている電子メールアドレスに宛てて送信した場合、当該送信日の1営業日後に、これらの情報がお客様によって受領されたものとみなします。弊社が本システム上に掲示したこれらの情報および通知は、掲示日の1営業日後にお客様によって受領されたものとみなします。
4. お客様は、電子的に送信された文書または情報にアクセスし、これを開き、その他閲覧することに困難が生じた場合、速やかに弊社に対し、書面で通知するものとします。かかる通知は、弊社に対して、実際に交付され、または電子メールまたはファクシミリにより受信された場合に限り、受領されたものとみなされます。かかる通知がお客様からなされた場合、弊社は当該文書または情報をお客様に交付するため、代替的な方法をとるものとします。但し、かかる代替的な交付方法がとられた場合でも、前項によってみなされる受領日に影響はないものとします。

5. お客様に本システム上に掲示される取引の明細その他これに類する情報または通知は、確定的で拘束力を有するものとします。ただし、かかる報告または通知が電子的に送信され、本システム上に掲示され、または口頭でなされた場合は、お客様がそれを受領した時点で異議を申し立てたとき、またはこれらの報告または通知が書面でなされた場合は、当該書面の受領日から3営業日以内に書面により、お客様が弊社に対して異議を申し立てたときは、この限りではないものとします。

第 15 条: 電子交付に関する免責事項

電信、インターネット、通信回線、通信機器、コンピューターシステム及び他の障害による電子交付の誤配信、誤作動または遅延等弊社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害及び損失について、弊社はその責めを負わないものとします。

第 16 条: 問い合わせ時間

本システム及びそのサービス内容等に関してお客様から電話等によりお問い合わせをいただいた場合、弊社は、別途に定める時間内に限り、これらに対応するものとします。

第 17 条: 本システム利用上の禁止行為等

1. お客様は、本約款その他弊社が定める一切の規定において個別に規定されているもののほか、以下に掲げる行為を行ってはならないものとし、本システムの利用にあたって、以下の行為を行わないことを弊社に対して誓約・保証するものとします。
- ①本システムの利用にあたり、その種類を問わず、虚偽の情報を入力すること
 - ②弊社ないし本システムが指定した方法以外の方法によって、本システムを利用する行為
 - ③弊社ないし本システムが認める以外の方法で、本システムに関連するデータのリンクを他のデータ等へ指定する行為
 - ④本システムの内容の全部ないし一部を変更する行為
 - ⑤本システムを利用するコンピュータに保存されているデータへ不正アクセスする、又はこれを破壊もしくは破壊するおそれのある行為
 - ⑥方法の如何を問わず、本システムの維持・運営を妨害する行為
 - ⑦方法の如何を問わず、他の利用者の個人情報等を収集したり、蓄積すること、又はこれらの行為をしようとする
 - ⑧公序良俗に反する行為
 - ⑨その他、故意、過失を問わず、法令に違反し、又は違反するおそれのある行為
 - ⑩その他、弊社が不適切と判断し、その旨指定する行為
2. お客様は、本システムをお客様ご自身の投資のためにのみ利用するものとし、以下に掲げる目的又は方法で本システムを利用することは禁止します。

- ①本システムより受ける情報を第三者に開示、譲渡する目的での利用
- ②本システムより受ける情報の加工および再利用
- ③お客様以外の第三者のための利用
- ④お客様以外の第三者との共同利用
- ⑤本システムを使用した営業活動並びに営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用(但し、弊社が別途承認した場合には、この限りではない)
- ⑥その他、前各号に準ずる利用

第 18 条:本システムに関する財産権の取扱い

1. お客様は、本システムに関連して弊社がお客様に提供するコンテンツ、情報、情報の集合体その他一切の MATERIAL に関する財産権(ここにいう「財産権」には、特許法、実用新案法、著作権法、商標法または意匠法などにより保護された権利を含むが、これに限らない)は、弊社及び弊社に当該コンテンツ等を提供している提供先に帰属していることを認識し確認するものとします。
2. 本システムに関連して弊社がお客様に提供するコンテンツ、情報、情報の集合体その他一切の MATERIAL はすべて、非独占的かつ譲渡不能なものとして提供され、お客様のみが使用することができるものであります。お客様は、権利者の事前の文書による承諾を受けた場合を除いて、本システムに関連して弊社がお客様に提供するコンテンツ、情報、情報の集合体その他一切の MATERIAL を複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、使用許諾、転載、再利用できないものとします。なお、お客様は、これらの行為を第三者をして行わせることもできないものとします。お客様は、本システムへのアクセスを他者に転売または許可してはならず、本システム上のいかなる MATERIAL も他者に転売する目的でコピーしないことに同意するものとします。お客様は、お客様が本システムから印刷またはダウンロードするいかなる MATERIAL についても、その著作権に関する通知またはその他の財産権に関する表示を削除しないことに同意するものとします。お客様は、本システム上のいかなる MATERIAL についてもその財産権または使用权もしくは使用ライセンスを取得しないことを確認します。
3. 本条に違反して問題が発生した場合、お客様は、自己の責任と費用において係る問題を解決するとともに、弊社に何らの迷惑又は損害を与えないものとします。

第 19 条:リンクの扱いについて

1. 本システムが提供するサイトにおいて、他のサイトへのリンクが張られていたり、第三者が他のサイトへのリンクを提供している場合(広告バナーを含む)、弊社は本システムが提供するサイト以外のサイトについては、何ら責任を負わないものとします。この場合、弊社は、当該サイトに包括され、また当該サイト上で利用が可能となっているコンテンツ、広告、商品、サービスなどについて、その内容を保証、承認または検証したのではなく、これらについて一切責任を負わないものとします。弊社は、それらのコンテンツ、広告、商品、サービスなどに起因または関連してお客様に生じた一切の損害についても何ら賠償する責任を負わないものとします。

2. お客様が自己のホームページなどに本システムが提供するサイトへのリンクを張ることは原則として自由なものとします。但し、お客様は、当該リンクを張った場合、リンク先のページと URL、リンク元のホームページの内容と URL、リンクの目的などを記載して弊社所定の連絡先に報告するものとします。
3. 前項の規定に関わらず、リンクの仕方やリンク先ないしリンク元のページの内容などにより、本システムが提供するサイトの趣旨に反したり弊社のイメージを毀損するおそれがある等、当該リンクを張ることが相当でないと弊社が認めた場合には、弊社は当該リンクを削除するよう請求できるものとし、かかる請求を受けたお客様は当該リンクを速やかに削除しなければなりません。

第 20 条:本システムの利用の停止・制限

1. 弊社は以下に掲げるいずれかに該当する場合は、通知、催告することなくお客様による本システムの利用を停止することができるものとします。
 - ①お客様と弊社との間の個別外国為替証拠金取引が全て解約された場合
 - ②お客様が弊社所定の手続により、本システムの利用停止の申し出をされた場合
 - ③お客様の外国為替証拠金取引口座が解約された場合
 - ④お客様が法令、本約款、外国為替証拠金取引約款その他弊社が定める規定の各条項に違反した場合
 - ⑤その他弊社においてお客様が本システムを利用することが不相当と判断した場合
2. 弊社においてお客様の本システムでの情報利用が通常の利用の範囲を超えるものと判断した場合、弊社はお客様による本システムの利用を制限することができるものとします。

第 21 条:本システムの提供の停止・終了

1. 弊社は、本システムの保守、補修またはアップグレード(予定されていたものか否かを問わない。)を行う必要がある場合その他やむを得ない事由がある場合、予告なく本システムの提供を停止し、お客様による本システムへの一切のアクセスを拒絶する権利を留保するものとします。
2. 弊社は、その理由の如何を問わず、予め30日以上期間を定めて、お客様に通知することにより本システムの提供を終了することができるものとします。

第 22 条:コンテンツ等に関する表明保証の否認

1. 弊社は、本システムに関連して弊社がお客様に提供するコンテンツ、情報、情報の集合体その他一切の材料に関して、明示的であるか黙示的であるかに関わらず、その完全性、正確性、有用性等(商品性または特定目的への適合性の保証を含みますが、これらに限られません)、いかなる種類の表明も保証も行わないものとします。
2. 弊社は、お客様が本システムに関連して弊社が提供したコンテンツ、情報、情報の集合体その他一切の材料を利用または信頼したことによる全般的または部分的に起因する損失、費用、損害その他権利の侵害について、何ら責任を負わないものとします。

3. 弊社は、いかなる場合においても、法律上の請求原因の如何を問わず、間接的、付随的、派生的、懲罰的及び特別損害に対する賠償責任を負わないものとします。ここで賠償責任の対象から除外される損害は逸失利益を含むが、これに限定されるものではないものとします。
4. いずれかの法域において、一定の損害に対する責任を免除または制限することが認められない場合、当該法域においては、弊社またはそのサービスプロバイダの責任は、法により許容される限度で、本約款その他弊社の定める規定に従って制限されるものとします。

第 23 条: 本システムに関する技術上の性能等に関する表明保証の否認

1. 弊社は、お客様が望まれる時間もしくは場所において本システムにアクセスし、これを利用することができるということ、または本システムが連続的にエラーのないサービスを提供することについて、明示的であるか黙示的であるかに関わらず、何らの表明も保証も行わないものとします。その他、弊社は、本システムに関して、明示的であるか黙示的であるかにかかわらず、いかなる種類(商品性または特定目的への適合性の保証を含みませんが、これらに限りません。)の表明も保証も行わないものとします。
2. お客様は、インターネットおよびワールドワイドウェブにおいては、技術的な問題またはその他の条件により、お客様による本システム上での注文等の入力または撤回等が遅延し、またはできなくなる場合があること、また同様に、弊社による本システム上での注文の執行が遅延し、またはできなくなる場合があることを了解しているものとします。弊社は、自らの合理的な支配が及ばない技術的問題、本システムの障害および故障、通信回線の障害または混雑、機器またはソフトウェアの障害または故障・不具合、本システムへのアクセスに関する問題、インターネットへのアクセスの集中、セキュリティの侵害および不正アクセス、その他これらに類するコンピュータの問題および欠陥について、何ら責任を負わないものとします。またお客様は、これらの問題について弊社またはそのサービスプロバイダのいずれの責任をも問わず、また問おうとしないことに同意するものとします。
3. 弊社およびそのサービスプロバイダのいずれも、お客様が本システムを利用または信頼したことによる全面的または部分的に起因する損失、費用、損害その他権利の侵害について、何ら責任を負わないものとします。
4. 弊社およびそのサービスプロバイダは、いかなる場合においても、法律上の請求原因の如何を問わず、間接的、付随的、派生的、懲罰的及び特別損害に対する賠償責任を負わないものとします。ここで賠償責任の対象から除外される損害は逸失利益を含むが、これに限定されるものではないものとします。
5. いずれかの法域において、一定の損害に対する責任を免除または制限することが認められない場合、当該法域においては、弊社またはそのサービスプロバイダの責任は、法により許容される限度で、本約款その他弊社の定める規定に従って制限されるものとします。

第 24 条: 本システムの提供等に関する賠償責任の否定

1. 本システムの提供、遅滞、変更、中断、中止、停止若しくは廃止その他本システムの利用に関連して発生したお客様の損害及び不利益について、法律上の請求原因の如何を問わず、弊社は一切責任を負わないものとします。

2. 弊社は、いかなる場合においても、法律上の請求原因の如何を問わず、間接的、付随的、派生的、懲罰的及び特別損害に対する賠償責任を負わないものとします。ここで賠償責任の対象から除外される損害は逸失利益を含むが、これに限定されるものではないものとします。